

知っ得

情報ボックス

第9回特別弔慰金の請求 もれはありませんか

厚生労働省では、戦没者の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に、恩給法による公務扶助料、特例扶助費、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受けるかた（戦没者等の妻や父母など）が亡くなった場合に、戦没者の三親等内親族の中の、先順位のご遺族一人に特別弔慰金が支給されます。請求には支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

○支給内容
額面24万円

6年償還の記名国債

○請求期限 4月2日（月）

○請求窓口 役場町民福祉課

○問い合わせ先

町民福祉課老人福祉係

☎（86） 1111

家畜伝染病予防法に係る 家畜の所有者の定期報告

家畜伝染病予防法の改正により、家畜の所有者は、毎年県への家畜の飼養状況などの報告が義務づけられました。平成24

年2月1日時点の飼養頭羽数や飼養衛生管理状況を報告していただくようお願いいたします。

○対象者

全ての家畜・家きん（鶏など）

の飼養者

○報告期限

・牛、豚、馬など
4月15日（日）

・家きん（鶏など）
6月15日（金）

○問い合わせ先

北薩家畜保健衛生所

☎ 0996（22） 2184

「にせ税理士」にご注意

所得税、消費税および地方消費税の確定申告の時期になりました。決算書や申告書などの税務書類の作成などを依頼する場合は、その人が正規の税理士であるか確認してから依頼しましょう。税理士の資格のない人（いわゆる「にせ税理士」）が、税務代理や税務書類の作成、税務相談をすることは税理士法で固く禁じられています。また「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、税務署からの問い合わせや調査を受けるこ

とになっても、あなたに代わって答えることができないなど、結果的にあなた自身が大きな被害を受けることとなります。詳しいことは、最寄りの税務署にお尋ねください。

○問い合わせ先

出水税務署

☎（62） 0200

個人住民税の扶養控除が 変更

平成24年度から個人住民税の扶養控除が変わります。

○扶養控除

個人住民税において、納税者に扶養親族がいる場合に、

納税者の所得金額から一定の

所得控除を行うものです。

○見直しの内容

・16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）が廃

止されます。

・16歳以上19歳未満の特定

扶養親族に係る扶養控除の

上乗せ部分（12万円）が廃

止され、扶養控除額が33万

円となります。

○問い合わせ先

役場税務課

☎（86） 1111

小型船舶操縦免許証更 新・失効講習

小型船舶操縦免許証の更新、失効講習会が開催されます。

○会場

長島町開発総合センター

○期日 3月4日（日）

午後2時30分

○対象

有効期限が1年2カ月以内に切れる免許証および失効している免許証

○必要書類

操縦免許証、認印、料金

※住所の記載のない「海技

免状」をお持ちのかた、住

所記載のある「操縦免許証」

をお持ちのかたで、記載事

項に変更のある場合は、住

民票（本籍記載）が必要です。

写真は当日撮影します。

○料金 更新9000円

失効1万5000円

○問い合わせ先

入枝海事事務所

☎ 099（281） 7753

21世紀のがん治療「粒子 線治療」

メデイポリス指宿（指宿市）の「がん粒子線治療研究